

泉崎村

# 介護者激励金支給事業!!

※この事業は、要介護高齢者の在宅介護をしている介護者に対し実施される支援事業です。

重  
要

・家族介護慰労金支援事業は、  
令和7年度で廃止になりました。

♡令和8年度から介護者を激励する  
事業が開始されます。



事業内容（簡略）

- ★要介護認定4・5（認定期間）及び村内に住所を180日以上有する者
- ★期間（前年10月1日から当該年9月30日までの期間）
- ★10月末日までに申請書を提出
- ★村税を滞納していない者（生活保護世帯は除外）
- ★算定期間の在宅介護日数合計が180日以上
- ★激励金対象者は、要介護者1名に対して介護者1人
- ★要介護高齢者1人につき年額3万円を支給

事業内容・申請・その他の必要事項及び詳細  
については保健福祉課担当にご連絡ください。

保健福祉課0248-54-1333